

【市民の皆さんから寄せられた意見・提案】

令和 4 年 9 月 15 日

歩行するのも困難な老人だけの世帯も多いと思いますが、マイナンバーカードや住民票の申請などは本人ではなく家族（子どもなど）でもできるようにしてほしいです。

【市の考え方・取り組み・方針】

市民生活部 市民課

マイナンバーカードの交付は、法律の定めにより原則としてご本人の来所が必要となっていますが、以下のやむを得ない理由により本人の来所が困難な場合は、代理人による受取りができます。

1. 病気、身体の障害等に交付申請者の来庁が困難であると認められるとき
2. 長期出張者、長期に渡航する船員などの交付申請者の来庁が困難であると認められるとき
3. 交付申請者が未就学児であり来庁が困難なとき

当面の緊急措置として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を受けて外出自粛を行っている申請者については、代理人による手続きを可能としています。

※1 および 2 の場合は、客観的状況を証明する書類の提出が必要になります。

※「通勤」「通学」といった、単に多忙などの理由では代理人受取りは認められません。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため完全予約制等、密を避ける対策を取っています。また、交付通知書に記載のある受取り期限を過ぎてもマイナンバーカードの受取りは可能となっております。

住民票は、本人又は同じ住民票に記載されている方であれば請求できます。これ以外の方は原則として委任状が必要となります。請求の際、窓口にお越しになるお客様の本人確認をさせていただきます。

第三者による請求の場合は原則、基礎証明事項のみを記載した証明が出ます。住民票の写しを必要とする正当な理由（具体的に）と、その理由を明らかにするための書類を添付して申し出ていただきます。

上記のような手続きをしていただければ本人以外での申請も可能ですので、今後ともよろしくお願いいたします。